

国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価の再実施について

1. 特定個人情報保護評価とは

国の行政機関や地方公共団体が、個人情報を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2. 特定個人情報保護評価の目的

- (1) 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- (2) 国民・住民の信頼の確保

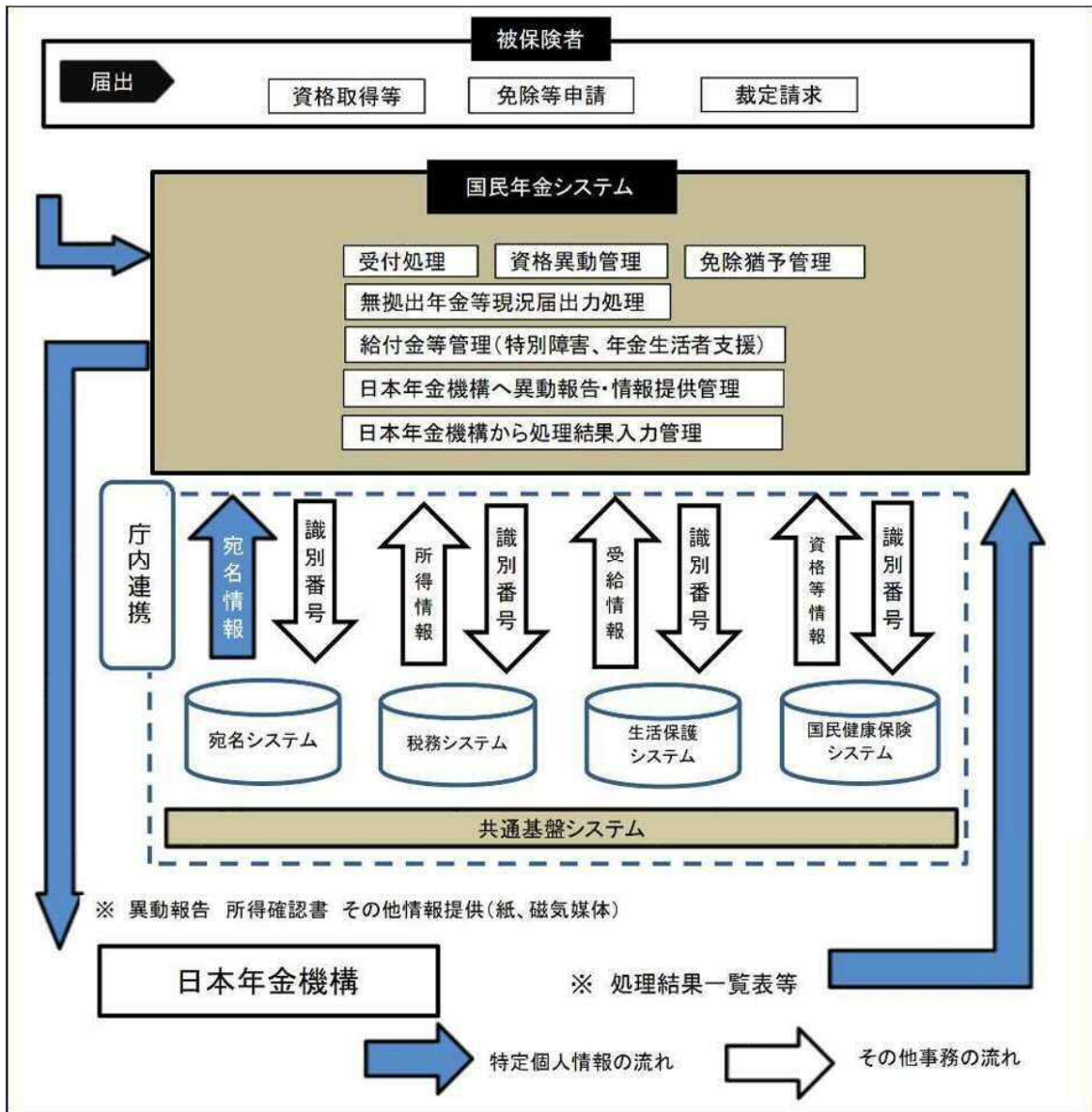
3. 特定個人情報保護評価の再実施について

- (1) 本市が国民年金関係事務を実施するにあたっては、国民年金システムを利用して、各種届出の受理や保険料免除の判定等を行っているが、これら業務の実施にあたっては、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報ファイルを保有することになるため、特定個人情報保護評価を実施する必要がある。
- (2) 今回は、前回の特定個人情報保護評価(平成 29 年 6 月)から 5 年を経過するにあたり、住民等の意見を聴取(パブリックコメント)した上で、再度の評価を行うものである。

4. 特定個人情報保護評価書の主な内容

- (1) 特定個人情報ファイル名
 - 国民年金情報ファイル
- (2) 使用目的
 - 第 1 号被保険者、任意加入者に係る資格異動届等の受理に係る確認
 - 保険料免除等申請の受理に係る所得、世帯の確認
 - 老齢基礎年金裁定請求の受理に係る確認
 - 遺族基礎年金、障害基礎年金の裁定請求に係る確認及び所得状況の確認
 - 特別障害給付金、老齢福祉年金受給権者に係る所得確認
 - 年金生活者支援給付金請求に係る所得確認
- (3) 特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策
 - システムを利用する職員の特定
 - 職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)
 - 利用端末における該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証
 - 特定個人情報へのアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用内容)の全件記録
 - 委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保
 - ・ 委託契約締結時の確認(情報資産を管理するための組織体制、方法等)
 - ・ 代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書の提出

5. 個人情報の流れ



6. 特定個人情報保護評価再実施のスケジュール

- (1) 令和 4 年 4 月 4 日～令和 4 年 5 月 6 日 住民等の意見聴取(パブリックコメント)
※ 市政だより 4 月 1 日号、市ホームページに掲載
- (2) 令和 4 年 5 月 北九州市個人情報保護審査会へ諮問
- (3) 令和 4 年 6 月 (国)個人情報保護委員会への提出、評価書の公表